



(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

		評価	評価の理由・具体的な根拠指標
公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	広く社会に利益をもたらす	民生委員・児童委員は、基本的にボランティア活動であること、また支部社会福祉協議会活動でも中心的な役割であり、地域福祉の推進に重要な役割を担っている(平成29年に民生委員制度創設100周年を迎えた)。令和2年度中の市内相談件数は1,300件を超え、見守り・声かけなど訪問活動も20,000件を超えている
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	ほとんど合っている	支援を必要とする人が身近な地域で相談できるよう各地区に配置されている民生委員児童委員が、高齢者や子育てに関するサロン活動も行っている。令和2年度中の市内相談件数は1,300件を超え、見守り・声かけなど訪問活動も20,000件を超えている。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	ある	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 協議会は、民生委員法第20条により設置義務が課されており、本市は5区域に分かれている。各々区域の特性に応じた市民の福祉推進につながる活動をしており、各民生委員がおおむね丁目ごとの担当制で全市的に網羅している。市内を公平に幅広く福祉の網にかけるといふ公益性が高く、市が支援するのは妥当である。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	できない	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がない理由・具体的根拠を記入 自主財源として会費収入などがあるが、地域福祉の多様性や増加する需要に対応しきれぬものではなく、市からの補助により団体活動が成り立っており、自主財源のみで事業を行うことはできない。
	市民ニーズが高いものである。	高い	評価の理由・具体的な根拠指標 福祉サービスへの需要の高まりや多様化が進む中で、在宅福祉や健康・保険医療、子育てなどさまざまな相談に応じており、民生委員にかかる期待は大きい。令和2年度中の市内相談件数は1,300件を超えている。また、令和元年12月1日に定員を5名増加したところであり(定員122名→125名とした)、市民ニーズは高い。
	市民ニーズに即している。	即している	評価の理由・具体的な根拠指標 家族関係、生活環境、子どもの教育、学校生活など幅広い福祉の相談に応じている。分野別で見ると高齢者に関することが6割、子どもに関することが1割となっている(その他障がい者に関する事など)。見守り・声かけなど訪問活動も20,000件を超えており、民生委員の役割は大きく、ニーズに即している。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	できる	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 民生委員は、全市民に対し福祉に関する相談窓口として幅広い内容に対応し、役割を果たしている。行政サービス利用へのつなぎ役も担い、特に高齢者に関する事、子どもに関する事についての相談割合が高いことから福祉が必要な方への需要に応じており、民生委員の活動に対する補助金の意義は高い。
	補助期限(終期)を設定している。	未設定	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 民生委員制度が続く限り、補助は継続すべきである。平成29年に民生委員制度創設100周年を迎えたことから、これまで長年に渡って地域福祉に根付いてきたこと、これからは制度が続いていくであろうことを考えると、終期を設定することはそぐわない。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	はい	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 民生委員児童委員事業報告書、決算書

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	健康福祉都市を掲げ、心身ともに健康で、住み慣れた地域でたすけあう施策を展開する本市にあって、身近な福祉の相談窓口として民生委員の役割は大きく、その支援をすることは整合している。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	健康福祉都市を掲げ、心身ともに健康で、住み慣れた地域でたすけあう本市の福祉施策の特性のほか、「家庭だけでなく地域や行政などが一体となって子どもたちを大切に育てていく」ために民生委員、主任児童委員の果たす役割は大きい。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		はい	民生委員全員が厚生労働大臣から委嘱を受けた者の団体であり、非常勤特別職の地方公務員であることから、他に事業を実施できる団体が他にない。
		「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
未設定		一人当たり28,000円×定数を活動費として補助額としており、一人当たりの必要な経費（通信費、旅費など実費）という性質から考えると補助率や限度額の設定はそぐわない。なお、団体への全体の補助額については「浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要綱」により限度額が定められている。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		令和2年度 相談件数1,300件余り、見守り・声かけなどの訪問回数20,000回	
		評価	評価理由
	十分効果をあげている	民生委員就任前の地域活動実績などを考慮し、民生委員法で定められた手続（民生委員準備会、推薦会）を経て委嘱される。身分は地方公務員で守秘義務が課されることから安心して相談できる。地域住民の身近で幅広い福祉の相談役となり、地域福祉の中心的な立場である。目的に見合った効果がある。	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	委託という契約的手法より、幅広い福祉の相談窓口として自主性に基づいた活動を支援する意義が大きいことから、合理的である。
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ある	千葉県から民生委員児童委員協議会に対して補助があり、まず市に交付されることから、市から民生委員児童委員への補助金に一部充当している。よって重複的補助ではない。	
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	民生委員児童委員協議会の事業報告及び決算書
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	



(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

民生委員児童委員の定数により補助金額は異なるが、補助内容については本市と同様である。公益性の高い地域福祉への貢献、実費弁償の意義からを考慮すると、民生委員活動の安定した実施のために必要な交付といえ、今後も継続すべきものである。

(4) 補助金の課題

福祉行政に協力するボランティアとして活動している民生委員児童委員が、地域福祉の推進に果たす役割は大きく、今後ますますの高齢化進展が見込まれ、また子育て施策が重視されていく中、民生委員児童委員協議会の需要は一段と高まることが予想される。

(5) 所属長の総合評価

民生委員児童委員協議会は地域福祉の推進に果たす役割は大きいいため、運営の補助を継続し、その活動を支援していく必要があると考える。

(6) 補助金の今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	市が支援を行うことで、地域の需要に応えられるような活動ができ、地域福祉に貢献できる。
---------	--

見直しの時期	
見直しの内容	

廃止の時期	
廃止の理由	